

令和5年度

菊水地区まちづくり
ネットワーク会議

定期総会議案書

日時 令和5年5月18日(木) 13:30~

場所 菊水地区会館

次 第

1 開会のことば

2 会長挨拶

3 議長選出

4 議 題

(1) 報告事項

報告第1号	令和4年度	事業報告	1~13
報告第2号	令和4年度	収支決算報告	14
		監査報告	15

(2) 議案

議案第1号	令和5年度	事業計画(案)	16~26
議案第2号	令和5年度	収支予算(案)	27
議案第3号	菊水地区まちづくりネットワーク会議会則改正(案)		28~33
		新旧対照表	34~35
議案第4号	役員改選(案)		36

5 その他

6 閉会のことば

事業報告書（総括）

1 事業名	菊水地区まちづくりネットワーク会議活動推進事業
2 目的	菊水地区まちづくりネットワーク会議の活動を推進するために、総務企画事業、安全安心事業、福祉事業及び環境文化事業を行った。
3 実施年月日 (実施期間)	令和4年4月1日～令和5年3月31日
4 場所	別紙「令和4年度事業報告書」のとおり
5 対象者	別紙「令和4年度事業報告書」のとおり
6 参加人員	別紙「令和4年度事業報告書」のとおり
7 事業内容	別紙「令和4年度事業報告書」のとおり
8 事業の成果	上記事業を実施することにより、菊水地区における地域住民のまちづくりへの機運を高めるとともに、地域の一体感の醸成を図ることができた。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	菊水地区まちづくりネットワーク会議ホームページの運営
2 目的	ホームページを運営し、多忙のため地域活動にも参加できない現役世代の地域住民に対し、タイムリーに活動内容等を紹介していく。
3 実施年月日 (実施期間)	通年
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	パソコン・スマホ所持者
6 参加人員	2名
7 事業内容	ホームページのコンテンツ(掲載情報・写真・動画)収集、更新、編集作業。
8 事業の成果	リニューアルにより、コロナ禍による行事の中止はあったが、定期的に更新できた。地域団体の情報が分かりやすく、ユーチューブチャンネルも開設し、閲覧数も以前より伸びた。ふれあい交流会の開催有無のおしらせやセミナーなどの参加申し込みも、可能となった。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	インターネット講習会
2 目的	地域住民(特に高齢者)を対象に、インターネットを活用した生活の質の向上を支援していく。
3 実施年月日 (実施期間)	令和4年8月3日
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	菊水地区住民
6 参加人員	7名
7 事業内容	スマートフォン所持者などを対象に、SNSの積極的な活用方法
8 事業の成果	菊水地区にある北海道情報専門学校の先生から、スマートフォンを使用してできる情報共有方法として、Googleスプレッドシートを利用したリアルタイムな情報や意見交換会について学びました。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	避難所運営訓練
2 目的	基幹避難所で運営に携わる地区住民の習熟をめざす。
3 実施年月日 (実施期間)	令和4年6月19日、11月20日
4 場所	東橋小学校、上白石小学校
5 対象者	避難所運営に携わる地域住民
6 参加人員	151名(東橋小71名・上白石小80名)
7 事業内容	構成団体(町内会、学校、PTA)が取り組む安全・安心活動について、必要な資材、機材等の購入支援を行った。
8 事業の成果	必要な資機材を支援できたことにより地区の見守り活動に貢献できた。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	青色回転灯パトロールの実施
2 目的	連合町内会にて取り組み中の、通学路の見守りパトロール（青色パトロール）活動を継続的且つ確実に実施するため活動実績（報告書）により、実費を（ガソリン代）を支給する。
3 実施年月日 （実施期間）	担当連合町内会により、通学路コース、距離により適時実施。
4 場所	菊水地区4校の通学路
5 対象者	小中学校児童・生徒
6 参加人員	登録者4名、登録台数4台
7 事業内容	連合町内会ごとの年間計画によりパトロールを実施。
8 事業の成果	パトロール地域において、対象者が巻き込まれる交通事故等を未然に防止できた。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	地域が一体となった、見守り活動の支援
2 目的	Wi-fi 環境が整っていない中学生でも、タブレット端末を使用した宿題などができるよう支援する
3 実施年月日 (実施期間)	7/27、8/3、10、17、24
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	幌東中学校の生徒
6 参加人員	10名
7 事業内容	夏休み期間中に限り、午後の時間帯で一つの会議室を開放する。
8 事業の成果	必要な資機材を支援できたことにより地区の見守り活動に貢献できた。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	子育てサロンの充実
2 目的	親子で集う憩いの場である子育てサロン「どんぐりころころ」を運営
3 実施年月日 (実施期間)	4月12日、 5月10日、 6月14日 7月12日、 8月 9日、 9月13日 10月11日、 11月 8日、 12月13日 1月10日、 3月14日
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	地域の幼児（0才から就学前）と保護者
6 参加人員	延べ 571 名
7 事業内容	おもちゃでの遊戯、絵本の読み聞かせ、 クリスマス会、お楽しみ会など 子育ての先輩ママや地域の方との情報交換
8 事業の成果	今年度は、コロナ禍による休止は行わず、例年通り開催し、子育て中の保護者同士や地域住民との情報交換ができた。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	お年寄りと子どもの交流会（ふれあい交流会）
2 目的	地区住民組織と力を合わせ、普段、交流が少ない世代との交流を深める。
3 実施年月日 （実施期間）	令和4年9月23日
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	菊水地区の住民、学校関係者
6 参加人員	一般来場者、スタッフ、音楽祭出演者 250名
7 事業内容	子供を対象とした縁日コーナー、ガチャガチャ、バルーンアート、しろっぴーの着ぐるみ。 健康相談室、音楽祭。 音楽祭出演者（幌東中学校合唱部、合唱団バウムクーヘン、民謡竹富会、源流太鼓、プロギタリスト金森浩太）
8 事業の成果	雨天にも関わらず。多く参加者があった。 祝日に行われたため、家族連れが予想以上に多かった。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	菊水地区ドッジボール大会 … 中止。 コロナ禍のため、「菊水冒険物語」としてスタンプラリーへ変更した。
2 目的	菊水地区の子どもたちと地域の方のつながりを深めること、地域を見守るお店を回り、経路の計画や挨拶・会話などを通して、地区の再発見をすることを目的とした
3 実施年月日 (実施期間)	令和4年 9月10、11日
4 場所	菊水地区
5 対象者	小学生 4～6年生 中学生 1、2年生
6 参加人員	60名
7 事業内容	予めエントリーシートで申しいただき、「青少年を見守るお店」にご協力いただき、校区内の参加店をスタンプラリー形式で回る。
8 事業の成果	青少年を見守るお店の参加店の反響が多く、受け入れる側も楽しんでいただいた。また、スタンプも、お店ごとにイラストを作成、スタンプ台もカラフルにして、楽しんで集められるよう工夫をした。 学校の先生からは、楽しく参加でき、良かったという報告があった。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	菊水地区雪中運動会 … 中止。 コロナ禍のため、「つくってみたい！つくったよ！イラスト・フォトコンテスト」へ変更
2 目的	コロナ禍にあり、少しでも冬や雪を楽しみ、目的を持ち、体を動かしてもらいたい。 イラスト部門では、想像力をフルに働かせ フォト部門では、雪像を作ってもらおう。
3 実施年月日 (実施期間)	令和4年12月26日～令和5年1月27日
4 場所	菊水地区
5 対象者	菊水地区内の3小学校の児童
6 参加人員	82名
7 事業内容	イラスト部門では、作ってみたい雪像を描き、 フォト部門では、雪像を作成して写真を送り、 応募いただく。参加賞を応募者全員へ配り、 特別賞を設け、優劣などはつけず、作品の良い部分を称えるものとした。また、菊水地区 ネットワーク会議のホームページにも、一部の作品は、許可を得た上で、掲載した。(掲載 期間：2023年3月末まで)
8 事業の成果	多くの児童が楽しんで参加し、子どもたちの 健全育成に貢献した。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	地域の環境美化の推進
2 目的	全市一斉清掃時の資機材を支援することで町内美化や環境整備を図る。
3 実施年月日 (実施期間)	通年
4 場所	菊水地区
5 対象者	菊水地区住民
6 参加人員	—
7 事業内容	清掃に従事する町内会に対して資材(透明ごみ袋や軍手)を提供した。
8 事業の成果	必要な資材を支援できたことにより地区の環境美化に役立った。
9 その他	

事業報告書

1 事業名	そば打ち体験
2 目的	道内産のそば粉を使い、そば打ちの楽しさを 知ってもらいたいという目的。

事業報告書

1 事業名	終活講習会（終活セミナー）
2 目的	高齢者の人生の終わりに向かい、すべきこと の準備等の方法を学び、心豊かに生活しても らう。
3 実施年月日 （実施期間）	令和4年12月6日
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	菊水地区住民（高齢者）
6 参加人員	23名
7 事業内容	「終活」について、相続コンサルタントを招 き、いざという時困らないために、エンディン グノートを作成した。
8 事業の成果	初めての試みであったが、参加者は非常に熱 心に聞いていた。
9 その他	

令和4年度 収入・支出 決算報告

令和5年3月31日 現在

1 収入の部

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
前年度繰越金	322,173	322,173	0	
札幌市 補助金	1,100,000	1,100,000	0	まちづくり活動助成金
菊水町内会連絡協議会・日赤特別助成金	90,000	90,000	0	市補助金対象外経費に対応
負担金	20,000	0	▲ 20,000	
雑収入	7	4	▲ 3	預金利息
合 計	1,532,180	1,512,177	▲ 20,003	

2 支出の部

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
会議費	100,000	59,450	▲ 40,550	会館使用料、コピー代等 59,450
事業費	1,129,550	1,083,341	▲ 46,209	
総務企画事業	157,850	234,720	76,870	・ 菊水地区ホームページの運営 233,840 ・ インターネット講習会 880 0 0
安全安心事業	290,000	255,944	▲ 34,056	・ 避難所運営訓練 199,079 ・ 青色回転灯パトロールの実施 51,000 ・ 地域が一体となった見守り活動の支援 5,865 0
福祉事業	535,000	538,974	3,974	・ 交流会 241,254 ・ 菊水地区雪中運動会 98,930 ・ 子育てサロンの充実 148,790 ・ ドッチボール大会→スタンプラリーへ変更 50,000
環境文化事業	146,700	53,703	▲ 92,997	・ 地域の環境美化の推進 45,393 ・ そば打ち体験 0 (負担金 20,000円) 0 ・ 終活講習会 8,310
予備費	302,630	164,757	▲ 137,873	・ 令和3年度白石区まちづくり活動助成金 戻入れ 159,757 ・ 菊水町内会連絡協議会総会歓迎迎会会費 5,000
合 計	1,532,180	1,307,548	▲ 224,632	

収入 1,512,177 支出 1,307,548 = 令和5年度への繰越金 204,629

監 査 報 告 書

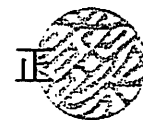
令和4年度における、菊水地区まちづくりネットワーク会議の収支決算について、帳簿及び関係証書等を精査した結果、いずれも適正かつ正確に処理されていると認めましたので報告いたします。

令和5年4月28日

菊水地区まちづくりネットワーク会議

監査 松 本 英 利

監査 盛 永



事業計画 (案)

1 事業名	菊水地区まちづくりネットワーク会議ホームページの運営
2 目的	ホームページを開設し、多忙のため地域活動に参加できない、現役世代の地域住民に対し、動画を活用し活動内容を紹介していく。
3 実施年月日 (実施期間)	通年(毎月1回を目標に、コンテンツの編集・更新を行う。)
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	PC、スマホ保持者
6 参加予定人員	3名～10名
7 事業内容	ホームページのコンテンツ(掲載情報・写真・動画)収集、更新、編集作業。
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、その収入充当額も記載 例:参加者負担や他団体補助)	サーバー契約料:46,350円/年 ドメイン使用料:1,500円/年
9 その他	

事業計画（案）

1 事業名	インターネット講習会
2 目的	地域住民（特に高齢者）を対象に、インターネットを活用した生活の質の向上を支援していく。
3 実施年月日 （実施期間）	年3回程度
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	菊水地区住民
6 参加予定人員	定員各20名程度
7 事業内容	スマホ保持者などにSNSを積極的に活用できるよう講習会を実施する。
8 支出予定額 （飲食を伴う事業については、その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助）	講師謝礼：30,000円 ポスター・チラシ作成料：10,000円 会場使用料：5,000円
9 その他	

事業計画（案）

1 事業名	避難所運営訓練
2 目的	基幹避難所で運営に携わる地区住民の役割の習熟をめざす。
3 実施年月日 (実施期間)	6月から10月
4 場所	基幹避難所（幌東小学校）
5 対象者	避難所運営に携わる地域住民
6 参加予定人員	30～50名
7 事業内容	受付訓練、交通整理訓練、衛生救護訓練など
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	訓練資材購入：200,000円
9 その他	

事業計画（案）

1 事業名	地域が一体となった、見守り活動の支援
2 目的	Wi-fi環境が整っていない中学生でも、タブレット端末を使用した宿題などができるよう支援する
3 実施年月日 (実施期間)	夏休み期間中
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	幌東中学校の生徒
6 参加予定人員	10名
7 事業内容	夏休み期間中に限り、午後の時間帯で一つの会議室を開放する。
8 支出予定額	会館使用料：5,000円
9 その他	

事業計画（案）

1 事業名	子育てサロンの充実
2 目的	親子で集う憩いの場である子育てサロン「どんぐりころころ」を運営
3 実施年月日 (実施期間)	毎月第2火曜日
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	地域の幼児（0才から就学前）と保護者
6 参加予定人員	延べ240名
7 事業内容	おもちゃでの遊戯 絵本の読み聞かせ 子育ての先輩ママや地域の方との情報交換
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	150,000円 会館使用料：30,000円 行事費：50,000円 消耗品費：50,000円 遊具費：20,000円
9 その他	

事業計画（案）

1 事業名	交流会
2 目的	地区住民組織と力を合わせ、普段、交流が少ない世代との交流を深める。
3 実施年月日 （実施期間）	夏から秋のどこかで実施
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	菊水地区の住人
6 参加予定人員	200名
7 事業内容	子ども縁日 ゲーム
8 支出予定額 （飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助）	参加記念品購入費：100,000円 資機材費：60,000円 ポスター・チラシ作成料：40,000円 会館使用料他：50,000円
9 その他	

事業計画（案）

1 事業名	菊水地区ドッジボール大会
2 目的	校区の垣根を越えた子どもどうしの交流や地域の皆さんの交流を図る。
3 実施年月日 (実施期間)	9月
4 場所	東橋小学校
5 対象者	東橋小、幌東小、上白石小児童
6 参加予定人員	100名
7 事業内容	各小学校児童混成チームによる対抗戦
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	参加記念品購入費 30,000円
9 その他	

事業計画（案）

1 事業名	菊水地区雪中運動会
2 目的	雪遊びを楽しむことにより子どもたちの交流を深める。
3 実施年月日 (実施期間)	1月末に実施
4 場所	幌東小学校
5 対象者	東橋小、幌東小、上白石小生徒 付近の幼稚園や保育園
6 参加予定人員	200名
7 事業内容	幌東中学校生徒会役員創作のゲーム大会 イグルー制作などの雪遊び 食事提供
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	参加記念品購入費：30,000円 保険料：12,000円 調理器具等リース料：5,000円 謝礼：6,000円 消耗品他：17,000円
9 その他	

事業計画（案）

1 事業名	花で飾ろう運動
2 目的	各町内会にあるます花壇等を花で飾り町内美化や環境整備を図る。
3 実施年月日 (実施期間)	5～6月
4 場所	菊水地区
5 対象者	—
6 参加予定人員	—
7 事業内容	花の苗や肥料などの関連資材購入を助成する。
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	資材購入費：94,000円（2,000円×47町内会）
9 その他	

事業計画（案）

1 事業名	有島武郎の文化に触れる
2 目的	有名作家である有島武郎は菊水に住んでいたことがあり、その家が作品内にも登場していることを地域の生徒に知ってもらうため。
3 実施年月日 (実施期間)	通年
4 場所	—
5 対象者	東橋小、幌東小、上白石小、幌東中児童、生徒
6 参加予定人員	—
7 事業内容	有島武郎の単行本を各学校に寄贈する。 小学校：一房の葡萄 中学校：生まれいずる悩み
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	資材購入費：22,000円（550円×4校×10冊）
9 その他	

令和5年度 収入・支出予算（案）

1 収入の部

科 目	前年度予算額 (A)	予算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
前年度繰越金	322,173	204,629	▲ 117,544	
札幌市 補助金	1,100,000	1,100,000	0	まちづくり活動助成金
菊水町内会連絡協議 会・日赤特別助成金	90,000	90,000	0	市補助金対象外経費に対応
負担金	20,000	0	▲ 20,000	
雑収入	7	7	0	預金利息
合 計	1,532,180	1,394,636	▲ 137,544	

2 支出の部

科 目	前年度予算額 (A)	予算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
会議費	100,000	125,820	25,820	総会、役員会等
事業費	1,129,550	1,064,180	▲ 65,370	
総務企画事業	157,850	93,180	▲ 64,670	・ 菊水地区ホームページの運営 48,180 ・ インターネット講習会 45,000
安全安心事業	290,000	355,000	65,000	・ 避難所運営訓練 200,000 ・ 青色回転灯パトロールの実施 150,000 ・ 地域が一体となった見守り活動の支援 5,000
福祉事業	535,000	500,000	▲ 35,000	・ 菊水地区ふれあい交流会 250,000 ・ 菊水地区雪中運動会 70,000 ・ 子育てサロンの充実 150,000 ・ ドッジボール大会 30,000
環境文化事業	146,700	116,000	▲ 30,700	・ 花で飾ろう運動 94,000 ・ 有島武郎の文化に触れる 22,000
予備費	302,630	204,636	▲ 97,994	
合 計	1,532,180	1,394,636	▲ 137,544	

菊水地区まちづくりネットワーク会議会則の改正（案）について

菊水地区まちづくりネットワーク会議における理事会及び運営委員会の職務の見直しを図るため、会則の一部を改正する。

「菊水地区まちづくりネットワーク会議」会則改正（案）

平成 19 年 3 月 6 日 制 定
平成 23 年 6 月 20 日 一部改正
令和 3 年 6 月 15 日 全部改正
令和 4 年 5 月 12 日 一部改正
令和 5 年 〇 月 〇 日 一部改正

（名称）

第1条 この会議は、菊水地区まちづくりネットワーク会議（以下「本会議」という。）と称し、事務所を札幌市白石区菊水7条2丁目2番20号に置く。

（目的）

第2条 本会議は、菊水地区の住民や団体等が連携しながら、若い世代から高齢者までが安心して住み続けられる安心・安全・ふれあいのあるまちづくりの推進に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域の安全安心に関すること。
- (2) 地域の福祉に関すること。
- (3) 地域の環境に関すること。
- (4) 地域の文化活動に関すること。
- (5) その他まちづくりの推進に資する活動に関すること。

（組織）

第4条 本会議は本会議の目的に賛同する住民、地域住民組織、その他関係機関団体等をもって組織する。

（役員）

第5条 この会議に次の役員を置く。役員は総会において選任する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 部 長 2名（総務部長、事業部長）
- (5) 監 事 2名

（役員の職務）

第6条 会長は、本会議を代表し、本会議を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときには職務を代行する。

- 3 理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 4 総務部長は、総務と会計を担当する。
- 5 事業部長は、事業の執行の責任にあたる。
- 6 事業部長は、事業の実施にあたり必要な人員を加えることができる。
- 7 監事は、次の業務を行う。
 - (1) 本会議の会計を監査すること。
 - (2) 前号において不正な事実を発見したときには、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告を行うために必要あるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、理事会で補選し、当該役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(役員解任)

第8条 本会議は役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てその役員を解任することができる。この場合において、本会議は総会の開催の日の7日前までに当該役員に対し、その旨書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行いがあったとき。

(会議)

第9条 本会議の会議は、通常総会、臨時総会、理事会、運営委員会とする。

- 2 通常総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 第6条第7項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき。
 - (2) その他会長が必要と認めたとき。
- 4 会議の議長は、本会議の会長が務める。

(総会招集)

第10条 総会は、会長が招集する。

- 2 前条第3項第1号の規定により請求があったときには、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催の7日前までに通知しなければならない。

(総会)

第11条 総会は、出席対象者（監事を除く）の過半数が出席しなければ開会することができない。

- 2 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決す

ることができる。ただし、緊急を要する事項についてはこの限りではない。

3 議長は、総会の議決に加わることができない。

4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第 12 条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本会議の会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 役員を選任及び解任に関すること。
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること。
- (4) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (5) 会計処理規定の制定及び改廃に関すること。
- (6) 本会議の解散に関すること。

(総会の議事録)

第 13 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

(理事会)

第 14 条 理事会は本会議の理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 理事会は、過半数の出席をもって成立し、その議決は議長を除く多数決とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること
- (3) 緊急に定める必要がある事項に関すること

5 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画・事業報告の作成に関する事項
- (2) 予算・決算に関する事項
- (3) 会則の制定又は改廃等に関する事項
- (4) 事業の執行に関する事項
- (5) その他会長が必要と認める事項

(運営委員会)

- 第15条 運営委員会は決定された事業の実施にあたり、必要な検討及び対応を行う。
2 運営委員会の委員長及び副委員長は本会議の会長及び副会長とし、委員は理事会において選出する運営委員で構成する。
3 運営委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(会計)

第16条 本会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(資金)

第17条 本会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 札幌市からの助成金
- (2) 他団体からの助成金
- (3) 寄付金、その他

(収支予算)

第18条 本会議の収支予算は、事務局が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第19条 事務局は、毎事業年度終了後、各号に掲げる書類を作成し、通常総会の10日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録

(行政機関等の支援)

第20条 行政機関等は、本会議の要請により会議等に出席し、指導及び助言を行なうことができる。

(事務局)

第21条 本会議は事務局を置く。

2 事務局長は、総務部長が指名する。

(細則)

第22条 実施要綱、実施要領、関係する諸規定、その他この規約に定めるもののほか、本会議の事務の運営上必要な細則は総務部長が別に定める。

(設立年月日)

第23条 本会議の設立年月日は、平成19年3月6日とする。

附則

1 この会則は、平成19年3月6日から施行する。

- 2 この会則は、平成23年6月20日から施行する。
- 3 この会則は、令和3年6月15日から施行する。
- 4 この会則は、令和4年5月12日から施行する。
- 5 この会則は、令和5年〇月 〇日から施行する。

菊水地区まちづくりネットワーク会議会則一部改正（案）新旧対照表（関係部分抜粋）

新	旧	備考
<p>(理事会)</p> <p>第14条 理事会は本会議の理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>3 理事会は、過半数の出席をもって成立し、その議決は議長を除く多数決とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 理事会は、次の事項を決議する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項に関すること。</p> <p>(3) 緊急に定める必要がある事項に関すること。</p> <p>5 <u>理事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</u></p> <p>(1) <u>事業計画・事業報告の作成に関する事項</u></p> <p>(2) <u>予算・決算に関する事項</u></p> <p>(3) <u>会則の制定又は改廃等に関する事項</u></p> <p>(4) <u>事業の執行に関する事項</u></p> <p>(5) <u>その他会長が必要と認める事項</u></p>	<p>(理事会)</p> <p>第14条 理事会は本会議の理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>3 理事会は、過半数の出席をもって成立し、その議決は議長を除く多数決とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 理事会は、次の事項を決議する。</p> <p>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。</p> <p>(2) 総会に付議すべき事項に関すること。</p> <p>(3) 緊急に定める必要がある事項に関すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(運営委員会)</p> <p>第15条 <u>運営委員会は、決定された事業の実施にあたり、必要な検討及び対応を行う。</u></p> <p>2 <u>運営委員会の委員長及び副委員長は本会議の会長及び副会長とし、委員は理事会において選出する運営委員で構成する。</u></p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第15条 運営委員会の委員長及び副委員長は本会議の会長及び副会長とし、委員は理事会において理事の中から選出し構成する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(変更)</p>

<p>3 運営委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成19年3月6日から施行する。 2 この会則は、平成23年6月20日から施行する。 3 この会則は、令和3年6月15日から施行する。 4 この会則は、令和4年5月12日から施行する。 5 この会則は、令和5年 月 日から施行する。</p>	<p>2 運営委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。 3 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 事業計画・事業報告の作成に関する事項 (2) 予算・決算に関する事項 (3) 会則の制定又は改廃等に関する事項 (4) 事業の執行に関する事項 (5) その他会長が必要と認める事項</p> <p>(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この会則は、平成19年3月6日から施行する。 2 この会則は、平成23年6月20日から施行する。 3 この会則は、令和3年6月15日から施行する。 4 この会則は、令和4年5月12日から施行する。</p>	<p>(削除)</p> <p>(追加)</p>
--	---	-------------------------

菊水地区まちづくりネットワーク会議役員（案）

役 職 名	氏 名	備 考
会 長	永 井 孝 一	
副 会 長	木 村 誠 恭	
理 事	蠣 崎 三 憲	
理 事	小 笠 原 征 治	
理 事	阪 口 博 治	新任
理 事	瀬 戸 雅 彦	北海道情報専門学校教務部長
理 事	島 田 貴 弘	幌東中学校教頭 新任
理 事	大 久 保 由 喜	
理 事	加 藤 幸 子	
理 事	小 板 谷 順 子	
理 事	宮 野 多 加 子	
理 事	宮 田 祐 二	新任
理 事	片 山 勝 彦	新任
理 事	松 本 英 利	新任
理 事	和 田 善 昭	総務部長兼務
理 事	佐 久 間 修	事業部長兼務 新任
監 事	盛 永 正	
監 事	津 川 潤	